

**認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表
 （特定非営利活動法人職業教育評価機構）**

認証の基準		申請者の申請内容
基準	基準に係る細目（令和4年10月1日施行改正細目省令版）	
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 （学教法第110条第2項第1号）	（1）大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。（細目省令第1条第1項第1号）	資料（「評価基準と専門職大学設置基準等との対比表」）のとおり。
	（2）大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 （細目省令第1条第1項第2号）	専門職大学「経営情報ビジネス分野」の教育研究活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、評価基準には、1 使命目的、2 教育課程、教育方法、学習成果、3 学生の受入れ・支援、4 教育研究実施組織等、5 教育環境の整備、社会との関係の5項目を大項目として設定している。（添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱3～5ページ3 評価の基本方針、4 評価基準の構成）
	（3）大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 （細目省令第1条第1項第3号）	専門職大学「経営情報ビジネス分野」の評価では、透明性の高い評価を目指して、社会とのつながりを重視し、より精度の高い評価をめざしている。評価システムは、評価の実績及び受審大学等の意見も踏まえ、継続的な改善に努め、評価機関、評価方法等の情報は、本機構ホームページに公表することを基本方針として定めている。 （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱3～4ページ3 評価の基本方針）
	（4）評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 （細目省令第1条第1項第4号）	専門職大学「経営情報ビジネス分野」の評価方法では、受審大学が提出した自己点検・評価報告書に基づき、書面調査を実施し、大学の教育研究活動の状況について正確に把握するために、自己点検・報告書等の書面調査に加えて、ヒアリング、訪問調査を実施することを定めている。 （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱7ページ6 評価方法、9ページ13 評価スケジュール）

	<p>(5) 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 (細目省令第1条第1項第5号)</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準に適合していないと判定された場合には、評価実施年度の翌々年度まで、別に定める手続きに従って、「適合していない」と判定された根拠となった基準の範囲に限定して追評価を実施することとしている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱8ページ11追評価) また、各項目において是正勧告及び改善課題の提言を受けた場合、それぞれに応じて、改善に向けた具体的な計画策定などの措置を講じて改善を図ることで評価結果に対する対応を受審大学に求めている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱5ページ5 評価結果の内容)</p>
	<p>(6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究実施組織等に関すること、②教育課程に関すること(教育課程連携協議会に関することを含む。)③施設及び設備に関すること、④学修の成果(進路に関することを含む。)に関すること、⑤その他教育研究活動等に関すること (細目省令第1条第3項第1号)</p> <p>① 教育研究実施組織等に関すること</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果 基準4 教育研究実施組織等 基準5 教育環境整備、社会との関係 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱5ページ4 評価基準の構成、添付資料12 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準4ページ、8ページ、10ページ)</p> <p>基準4 教育研究実施組織等 (添付資料12 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準8ページ)</p>
	<p>② 教育課程に関すること(教育課程連携協議会に関することを含む。)</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果 基準5 教育環境整備、社会との関係 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱5ページ4 評価基準の構成、添付資料12 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準4ページ、10ページ)</p>
	<p>③ 施設及び設備に関すること</p>	<p>基準5 教育環境整備、社会との関係 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱5ページ4 評価基準の構成、添付資料12 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準5、10ページ)</p>
	<p>④ 学修の成果(進路に関することを含む。)に関すること</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果 基準3 学生の受入れ・支援</p>

	<p>⑤ その他教育研究活動等に関すること</p>	<p>(添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱、5 ページ4 評価基準の構成、添付資料1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準4 ページ、7 ページ)</p> <p>基準1 使命・目的 基準2 教育課程、教育方法、学習成果 基準3 学生の受入れ・支援 基準4 教育研究実施組織等 基準5 教育環境整備、社会との関係</p> <p>(添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱5 ページ4 評価基準の構成、添付資料1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準3 ページ～1 1 ページ)</p>
	<p>(7) 評価方法に、関連職業団体関係者等(※)及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 (細目省令第1条第3項第2号)</p> <p>(※) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱において、評価の基本方針として大学の教育・研究活動や管理運営に直接責任を負っている大学の教職員を評価者の中心に据え、さらに、大学の課程に係る分野に関し実務経験を有する識者を加えた評価体制を構築し、その経験と理解に立って評価すると規定している。(添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱3 ページ3 評価の基本方針、7 ページ7 認証評価も実施体制)</p>
	<p>(8) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。 (細目省令第1条第3項第3号)</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準の策定にあたって、専門職大学の制度趣旨、高等学校、企業等との関係性の確保、分野別評価及び認証評価基準及び認証評価機関に知見を有する学識者の委員により「専門職大学分野別評価検討委員会」を設置し審議の上、原案を作成している。さらに、広く社会からの意見を聴取するため、パブリックコメントを実施している。(添付資料20、21 専門職大学分野別評価検討委員会審議経過・委員名簿、添付資料22パブリックコメントへの回答公表資料)</p>

<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。 (学教法第110条第2項第2号)</p>	<p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学院の評価)にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。 (細目省令第2条第1号)</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱で規定する基本的方針を踏まえ、認証評価の実施体制として専門職大学認証評価委員会及び認証評価分科会の委員について、受審対象の専門職大学の課程に係る実務の経験を有する識者を選任することを定めている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱3ページ3 評価の基本方針7ページ7 認証評価の実施体制 (1) 専門職大学認証評価委員会 (2) 認証評価分科会)</p>
	<p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第2号)</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱の認証評価の実施体制で、専門職大学認証評価委員会及び認証評価分科会の委員について、受審大学の教員等以外の者で選任することを定めている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱7ページ7 認証評価の実施体制 (1) 専門職大学認証評価委員会 (2) 認証評価分科会)</p>
	<p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第3号)</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱の認証評価の実施体制で、関係委員会等委員に対して評価者研修を開催し、受講を求めると定めている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱8ページ7 認証評価の実施体制 (5) 評価者研修)</p>
	<p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。 (細目省令第2条第4号)</p>	<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱の基本的方針に、評価システム及び評価機関の組織運営について、自己点検・評価の上、改善を継続的に図ることを定めている。 評価機関、評価方法、組織運営等の情報は、本機構ホームページに公表する。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱4ページ3 評価の基本的方針 (8) 透明性の高い評価)</p>

	<p>(5) 法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 （細目省令第2条第4号）</p>	<p>非該当</p>
	<p>(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。（細目省令第2条第6号）</p>	<p>本機構の経理は、事業目的の応じた収入、支出科目で区分して整理している。現状、専門学校に対する第三者評価事業は、第三者評価料収入、評価事業費として経理処理を行っている。認証評価の実施にあつては、認証評価料収入、認証評価事業費の科目を設置して経理処理を行うことにしている。 （添付資料2 5 経理規程、添付資料6 今後5年間の収支計画）</p>
<p>3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。 （学教法第110条第2項第3号）</p>		<p>専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱の基本的方針に、意見の申立て制度を整備することを規定し、評価実施体制に意見申立審査会の設置を定めている。 （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱4ページ3評価の基本的方針（8）透明性の高い評価 8ページ7 認証評価の実施体制（3）意見申立審査会）</p>
<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。（学教法第110条第2項第4号）</p>		<p>本機構は、特定非営利活動法人として東京都知事から認証（平成16年9月30日）された団体である。令和3年度末の財産目録、貸借対照表に示した財務運営を行い、経理的基礎は有している。認証評価事業は、今後の収支計画に示したとおり、認証評価料収入で認証評価事業費を賄うことで事業実施に支障はない。</p>
<p>5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。（学教法第110条第2項第5号）</p>		<p>非該当</p>

6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 (学教法第110条第2項第6号)	(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項(①名称及び事務所の所在地、②役員の氏名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額)を公表することとしていること。(細目省令第3条第1項第1号)	学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項は、本機構ホームページに掲載する方法で公表する。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱4ページ3 評価の基本的方針(8) 透明性の高い評価)
	(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。 (細目省令第3条第1項第2号)	専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱の1 評価の対象評価の対象について要件を規定し、要件を備えた専門職大学からの受審の求めに応じ、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を行うことを定めている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要項3ページ1 評価の対象)
	(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。 (細目省令第3条第1項第3号)	本機構は、専門学校第三者評価の実績はあるが、認証評価の実績はないが、役員は大学評価、私学行政、高等学校、企業関係者など広範な経歴、知見を有する者により構成している。平成25年度から実践的な職業教育の質保証に関する文部科学省の調査研究を通じて構築したネットワークにより、評価基準等の策定など行ってきており、専門職大学の認証評価を公正かつ適確、適正に行うことできる
	(4) 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしている。(細目省令第3条第2項)	専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱で、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等を置く大学が次の認証評価を受ける前に、教育課程及び教員組織の変更があった場合は、本機構あて届け出ることを定めている。 (添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱8ページ10教育課程及び教員組織の変更届出)
7. 評価結果 (学教法第110条第4項)	評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条)	専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱で、認証評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載し、公表することと定めている。また、対象とした専門職大学から提出があった自己点検・評価報告書も同様に公表する。(添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱3ページ3 評価の基本的方針4ページ(8) 透明性の高い評価、8ページ8 認証評価結果の公表方法)